

日本はトランジション・ファイナンスの概念整備や国際理解の醸成に積極的取組み

2020年3月時点でいち早く世界に向けて日本の「トランジション・ファイナンス」の考え方を発信し、2021年度以降日本独自の基準である分野別技術ロードマップを策定するなど、積極的な取組みを進めてきた

トランジション・ファイナンス等に関する動向

時期	内容
2019年6月	ICMA、クライメート・トランジション・ファイナンスWG設立
2020年3月	経済産業省、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本的な考え方」を公表
2020年9月	CBI、トランジションの概念を整理することを意図したホワイトペーパー公表
2020年12月	ICMA、「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」公表
2021年5月	金融庁・経済産業省・環境省、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」公表
2021年10月～	経済産業省・国土交通省、「トランジション・ファイナンス推進のための分野別技術ロードマップ」を公表(計10分野)
2023年5月	G7広島サミットの成果文書で、G7として初めて、トランジション・ファイナンスの重要性について確認
〃	GX推進法(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律) 成立
2023年6月	金融庁・経済産業省・環境省、「クライメート・トランジション・ファイナンスにかかるフォローアップガイダンス」公表
2023年12月	日本が提唱した「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)」、第1回首脳会合開催
2024年2月	日本政府による、世界初となる国によるトランジション・ボンド「GX経済移行債」の初回発行
2024年6月	ICMA、「グリーンイネープリングプロジェクトガイダンス」公表
2025年11月	ICMA、「クライメート・トランジション・ボンドガイドライン」公表

(出所)各種資料より日本証券業協会作成

トランジション・ボンド発行においても日本が世界をリード

世界初の国によるトランジション・ボンド「クライメート・トランジション利付国債」(CT国債)を発行している他、同国債を除くトランジション・ボンド発行額でもグローバル発行額の一定割合を占めている

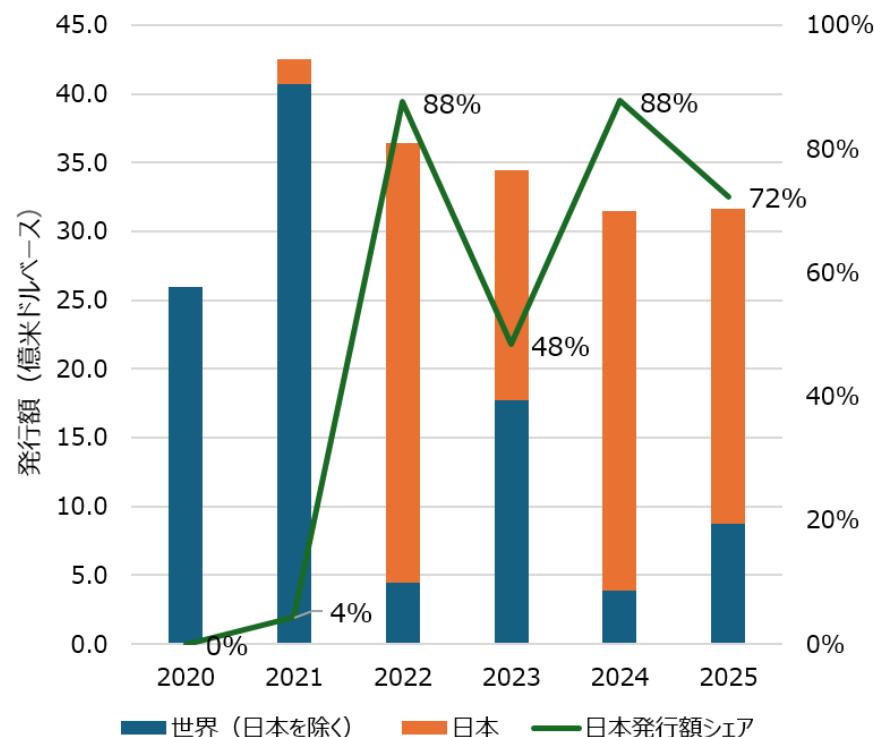
CT国債

- GX経済移行債は世界初のソブリントランジション・ボンド。
- 初回債について、Climate Bonds Initiative (CBI、気候変動対策に貢献する債券の基準策定や認証制度を通じてグリーン／サステナブル債市場の成長を推進している英国の非営利団体)の認証を得ている。
- ICMA年次総会において日本のトランジション戦略を紹介するプログラムにおいて市場関係者から「日本のトランジションアプローチは包括的であり、他国の参考になりうる素晴らしいモデル」(2025年)、「日本は政府・産業界・金融機関が一体となったトランジション推進モデルを構築し、先駆者的存在と認知されている」(2026年)等の声があった。

クライメート・
トランジション・ボンド・
フレームワーク

令和5年11月(令和7年6月改訂)
内閣府 / 金融庁 / 財務省 / 経済産業省 / 環境省

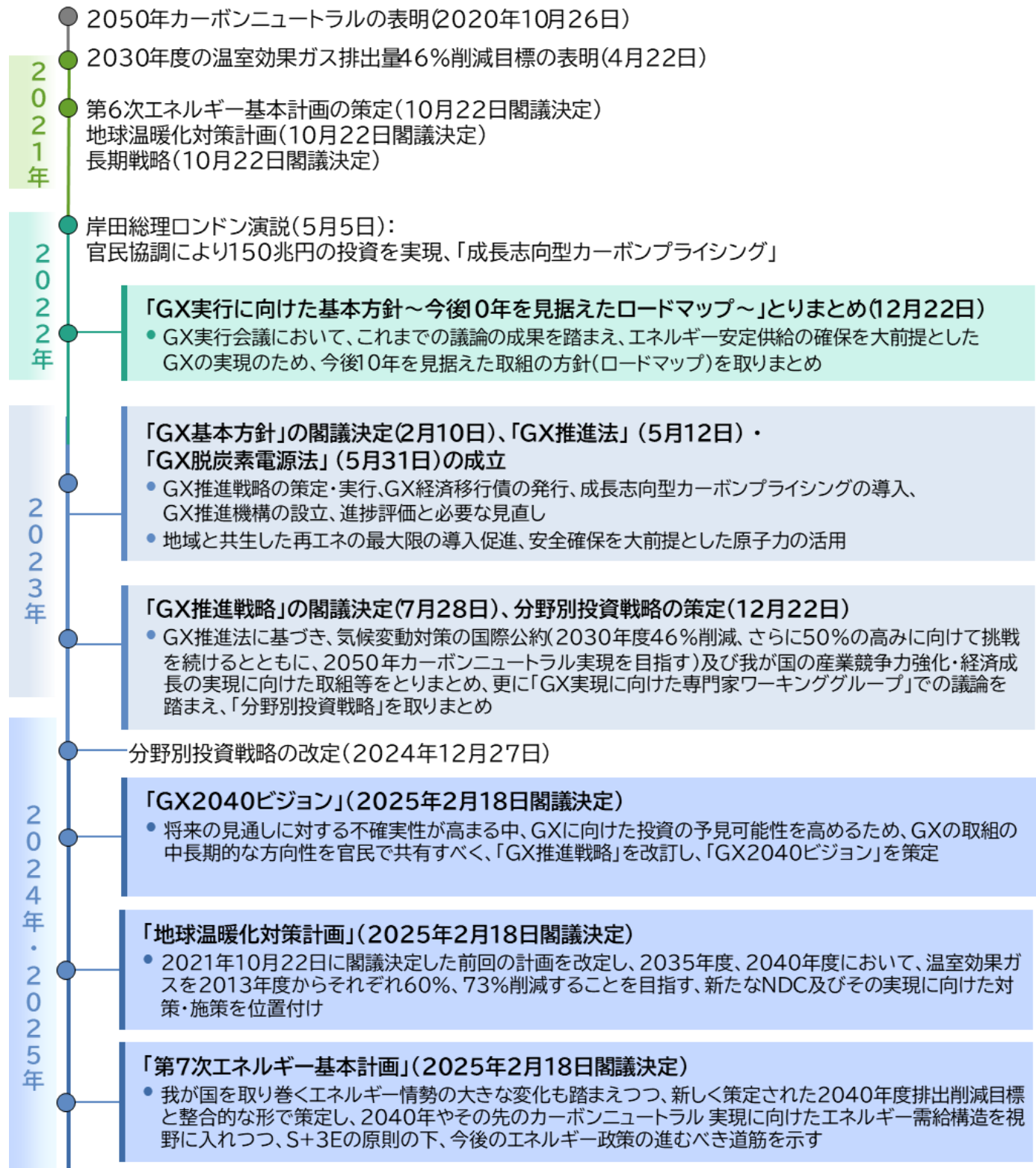
世界と日本のトランジション・ボンド発行額の推移・シェア(CT国債除く)



(出所)Environmental Finance データベースを基に日本証券業協会作成

GX経済移行債

<2050年カーボンニュートラル実現に向けた各種戦略の流れ>

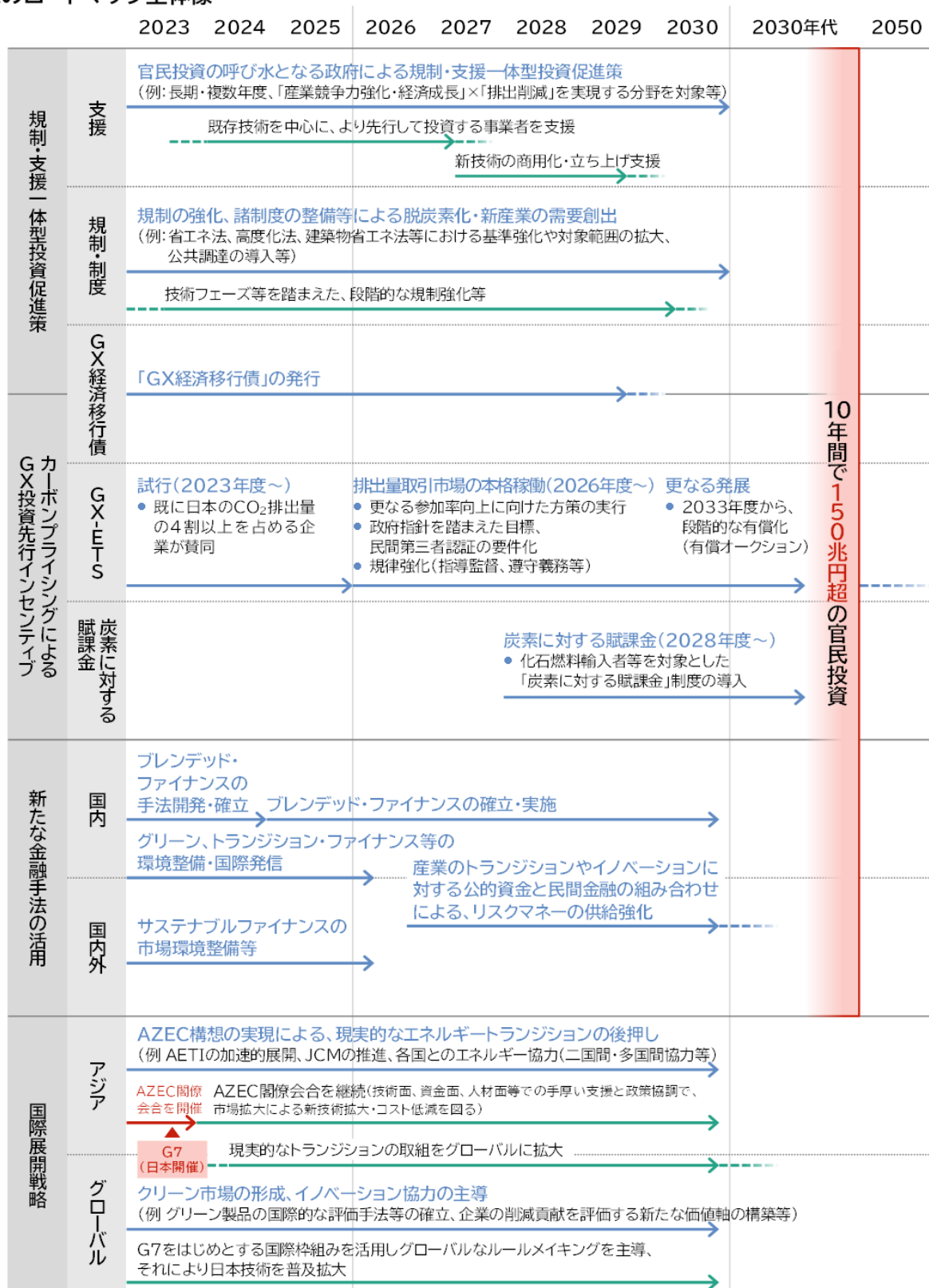


(出所) 内閣官房・金融庁・財務省・経済産業省・環境省「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」(2025年6月改訂)

p.13より日本証券業協会抜粋

GX経済移行債

GX政策のロードマップ全体像



10年間で150兆円超の官民投資

(出所) 内閣官房・金融庁・財務省・経済産業省・環境省「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」(2025年6月改訂)
p.18より日本証券業協会抜粋

ソーシャルボンドガイドラインの策定等

ソーシャルボンド：調達資金がソーシャルプロジェクト（社会的課題の解決に貢献し、社会的な効果をもたらすもの）だけに充当される債券

金融庁のソーシャルボンドガイドライン策定の経緯・目的

- 感染症の拡大の際、世界的にソーシャルボンドの発行が急速に拡大。
- 当時、国内では民間企業による発行が始まったところであり、証券界も含め、経済界等から、我が国の状況に即した詳細なガイドライン策定の要望を行った。
- 2021年、金融庁では、**ソーシャルボンドの信頼性確保等**を図り、我が国**民間企業によるソーシャルボンドの更なる活用**を目的として、国際標準である国際資本市場協会（ICMA）の原則等との整合性に配慮しつつ、先進国課題を多く抱える我が国の状況にも対応するガイドラインを策定。



ガイドライン策定後の状況

- ガイドライン策定後、本ガイドラインに即した形で、本邦のソーシャルボンドは発行されている。
- 金融庁では、2022年、ソーシャルプロジェクトがもたらす社会的な効果を示す指標の例として、「ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例」を公表。2026年には、「ソーシャル・サステナビリティボンド（ローン）に係る実態把握調査」報告書を公表。

ガイドラインの概要

ソーシャルボンドの4つの「核となる要素」

1 調達資金の使途 （注）黒字：ICMAソーシャルボンド原則の例示、茶色字：本ガイドラインの追加例示

● **ソーシャルプロジェクトの例** ※あくまで例示であり、以下に限定するものではない。

1. 手ごろな価格の基本的インフラ設備

例) ✓輸送機関 ✓防災・減災対策 ✓災害復興

2. 必要不可欠なサービスへのアクセス

例) ✓健康 ✓教育 ✓子育て支援 ✓介護支援

3. 手ごろな価格の住宅

4. 雇用創出

例) ✓感染症対応 ✓地方創生・地域活性化

5. 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム

例) ✓小規模生産者の生産性向上 ✓先端技術の活用

6. 社会経済的向上とエンパワーメント

例) ✓市場と社会への公平な参加 ✓女性活躍推進
✓働き方改革 ✓バリアフリー推進

● **ソーシャルプロジェクトの対象となる人々の例** ※以下に限定するものではなく、また、一般の大衆を対象とする場合もあり得る。

例) ✓障がい者 ✓失業者 ✓女性・性的マイノリティ ✓高齢者と脆弱な若者 ✓自然災害の罹災者
✓社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民 ✓感染症の拡大等により事業に影響を受けた中小企業等 ✓仕事と子育て/介護等を両立する人々

2 プロジェクトの評価と選定の規準

- 実現を目指す社会的な目標、プロジェクトの評価と選定のプロセスを説明すべき
- 評価と選定の規準を説明することが望ましい

3 調達資金の管理

- 適切な方法で資金の追跡管理を行うべき

4 レポーティング

- プロジェクトの概要、充当した資金の額、社会的な効果等を開示すべき
- 社会的な効果は可能であれば定量的な指標で示すことが望ましい
- 指標はアウトプット、アウトカム、インパクトの3段階で示すことが考えられる

ソーシャルボンドの2つの「重要な推奨項目」

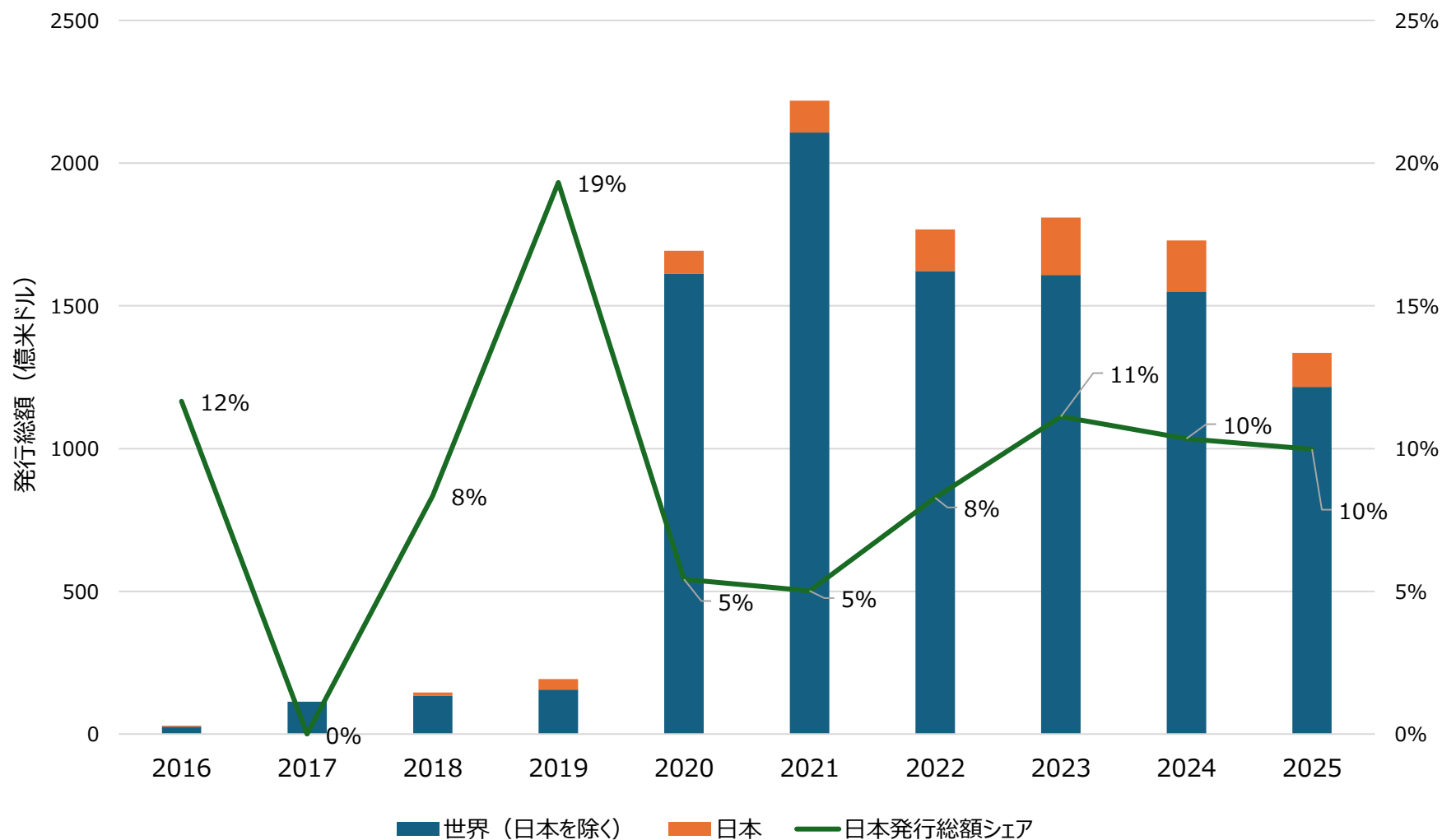
1 ソーシャルボンドの「発行のためのフレームワーク」

- フレームワークを作成し「核となる要素」への適合を説明すべき

2 外部機関によるレビュー

- 「核となる要素」への対応等、外部機関によるレビューを活用することが望ましい

世界と日本のソーシャルボンド発行額の推移及び日本のシェア



(出所) Environmental Financeデータベースを基に日本証券業協会作成